

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目 次

〔法規的告示〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働一九六）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同一九七）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件（環境五九、六〇）
- 総合特別区域の区域を変更した件（内閣府一〇八）
- 銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失つた件（金融庁六八）

〔その他告示〕

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|--|
| 三 | 二 | 一 | 四 | 五 | 六 | 七 |
| ○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十九条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（同七〇） | ○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第二十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同七一） | ○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第二十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同七二） | ○金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同七三） | ○日本国に帰化を許可する件（法務省告示配五六） | ○内閣府 宮内庁 法務省
〔官庁報告〕
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
四国地方整備局公示（四国地方整備局）
国家試験
令和七年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁） | ○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供、新規提供が決定された件（防衛一六八）
○道路に関する件（防衛一六八）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局八〇）
○人事異動（北陸地方整備局三四、三五）
○裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
者その他
会社その他 |
| ○保安林の指定施業要件を変更する件（総務二五五、二五六） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七四） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七五） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七六） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七七） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七八） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七九） |

- | | | | | | | |
|----------------|---|---|--|--|--|--|
| 三 | 二 | 一 | 四 | 五 | 六 | 七 |
| ○農林水産一一一、一一一九） | ○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同六九） | ○都市計画に関する件（近畿地方整備局八〇）
○人事異動（北陸地方整備局三四、三五）
○道路に関する件（防衛一六八）
○裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
者その他
会社その他 | ○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供、新規提供が決定された件（防衛一六八）
○道路に関する件（防衛一六八）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局八〇）
○人事異動（北陸地方整備局三四、三五）
○裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
者その他
会社その他 | ○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供、新規提供が決定された件（防衛一六八）
○道路に関する件（防衛一六八）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局八〇）
○人事異動（北陸地方整備局三四、三五）
○裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
者その他
会社その他 | ○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供、新規提供が決定された件（防衛一六八）
○道路に関する件（防衛一六八）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局八〇）
○人事異動（北陸地方整備局三四、三五）
○裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
者その他
会社その他 | ○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供、新規提供が決定された件（防衛一六八）
○道路に関する件（防衛一六八）
○都市計画に関する件（近畿地方整備局八〇）
○人事異動（北陸地方整備局三四、三五）
○裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
者その他
会社その他 |

- | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五 | 四 | 三 | 二 | 一 | 四 | 五 | 六 | 七 |
| ○保安林の指定施業要件を変更する件（総務二五五、二五六） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七四） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七五） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七六） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七七） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七八） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同七九） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同八〇） | ○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同八一） |

- | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一〇 | 九 | 八 | 八 | 八 | 八 | 七 | 六 | 五 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|

〔公 告〕

諸事項

官 府

公示送達、隊員の免職取消、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等閲

法規的告示

○厚生労働省告示第百九十六号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。
一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤	一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤
(1) (15) (略) ランソプラゾール (略)	(1) (15) (略) ランソプラゾール (新設)
二 (略)	二 (略)

○厚生労働省告示第百九十七号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のようにより改正する。ただし、ランソプラゾール、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する内剤であつて、令和八年一月十日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「处方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和七年七月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後	改 正 前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。	八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。
一 (7) (略)	一 (7) (略)
九 (1162) (1251) (略) (削る)	九 (1162) (1251) (略) (1) (1161) (略)
十 (1163) (1252) (略) 環境大臣 浅尾慶一郎	十 (1163) (1252) (略) 環境大臣 浅尾慶一郎

○環境省告示第五十九号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつたので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十日

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
イ 氏名又は名称 株式会社かんだんエンジニアリング
ロ 住所 大阪府大阪市北区中之島六丁目二番二十七号
ハ 代表者の氏名 代表取締役 大久保昌利

二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
福島県南相馬市小高区上根沢字四ツ栗一番一

三 無害化処理の用に供する施設の種類
環境大臣 浅尾慶一郎

四 ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設による無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたもの

(傍線部分は改正部分)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
〔略〕 「ソニーフィナンシャルグループ株式会社」	〔同上〕 「ソニーフィナンシャルグループ株式会社」 「日本郵政株式会社」
〔略〕	〔同上〕

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

○金融庁告示第七十一号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第1百四十号）第三十九条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
〔略〕 「ソニーフィナンシャルグループ株式会社」	〔同上〕 「ソニーフィナンシャルグループ株式会社」 「日本郵政株式会社」
〔略〕	〔同上〕

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

○金融庁告示第七十一号

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）第百十条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者（令和三年金融庁告示第四十一号）の一部を次のように改める。

令和七年七月十日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
〔略〕 「ソニーフィナンシャルグループ株式会社」	〔同上〕 「ソニーフィナンシャルグループ株式会社」 「日本郵政株式会社」
〔略〕	〔同上〕

備考 表中の〔〕の記載は注記である。

○総務省告示第一百五十五号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和二年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年六月二十五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十日

総務大臣 村上誠一郎

- 1 変更認定に係る時刻認証業務の名称 MINDタイムスタンプサービス
- 2 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その1）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） 1a63 6a4b c2e3 24a0 1abc 3f6d afb8 656d 95ea 3f39
- 3 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その1）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値（16進数） d6e1 e4a9 b2fa 2190 0c63 117c 0be2 af5e 942e cf20 5f20 8eda dc8d 0cb0 0ea6 6cc2
- 4 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その2）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） 41ec 9169 6f8c 3b91 a29f aff4 2532 fcf5 16cd f749
- 5 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その2）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値（16進数） a17e 2dd7 97ca 0d6b 330a 9a78 dc39 bdc5 b7a9 e67d 3994 cb8a 354b a82e c78f 579d
- 6 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号 2010401059681
- 7 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称 三菱電機デジタルイノベーション株式会社（令和7年4月1日付で三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社から変更）
- 8 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称 の英語表記 Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation（令和7年4月1日付で Mitsubishi Electric Information Network Corporationから変更）
- 9 変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所 東京都港区芝浦4-6-8

○総務省告示第一百五十六号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和二年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年六月二十五日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月十日

総務大臣 村上誠一郎

- 1 変更認定に係る時刻認証業務の名称 アマノタイムスタンプサービス3161
- 2 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その1）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） 1904 7e23 0906 2d30 a794 9da0 97ea 72d2 4075 5feb
- 3 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その1）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値（16進数） f43e c459 0209 8b2c 3f5f 7cb0 ffad 47e2 b5b3 5f80 94b0 68ee 9d14 df07 cea4 d12a
- 4 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その2）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） 8196 c3b1 7dfd b986 630d 6dfd 6574 6470 2f93 76fc
- 5 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その2）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値（16進数） 6da5 e361 1110 b9e5 2306 3ffc d14c a3b9 6c28 5b0c f694 e9f5 5a5f 2d14 1bae c68b
- 6 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その3）の値をハッシュ関数SHA-1で変換した値（16進数） 1269 aa78 9cac 8eea 0438 eb89 c075 3b04 605c 527e
- 7 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その3）の値をハッシュ関数SHA-256で変換した値（16進数） 2e43 988b 11a1 a726 cb9a 9917 c5a1 81b6 c1de 692d 99b5 0a22 8975 a60a 6bba 1e29

- | | | | |
|------------------|--------------|--|--|
| ○ 農林水産省告示第千百一十一号 | 農林水産大臣 小泉進次郎 | 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県伊賀市(国有林。次の図に示す部分に限る)、松阪市(次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 | （昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。 |
| ○ 農林水産省告示第千百十三号 | 農林水産大臣 小泉進次郎 | 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県津市(国有林。次の図に示す部分に限る)、津市(次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 | （昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県津市役所に備え置いて縦覧に供する。 |
| ○ 農林水産省告示第千百十五号 | 農林水産大臣 小泉進次郎 | 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県津市(国有林。次の図に示す部分に限る)、津市(次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 | （昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県津市役所に備え置いて縦覧に供する。 |
| ○ 農林水産省告示第千百十七号 | 農林水産大臣 小泉進次郎 | 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県伊賀市・名張市(以上二市について次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 | （昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道夕張市役場に備え置いて縦覧に供する。 |
| ○ 農林水産省告示第千百二十四号 | 農林水産大臣 小泉進次郎 | 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県松阪市(国有林。次の図に示す部分に限る)、松阪市(次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 | （昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。 |
| ○ 農林水産省告示第千百十六号 | 農林水産大臣 小泉進次郎 | 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重県伊賀市(次の図に示す部分に限る)
二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 | （昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。 |

二〇七四 大湊地区総監部 むつ市

国有

使訓練工建土地…
用練作物…約一、〇〇〇平方メートル
〇平方メートル3 北緯四一度〇四分〇一秒、東経一四〇度五九分五九秒
4 北緯四一度〇七分三秒、東経一四〇度五八分四三秒二 高度制限
高度六一〇メートル (二、〇〇〇フィート) 以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共に実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年七月十六日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

三一八七 百里飛行場

小美玉市

国有

三一八七 百里飛行場

小美玉市

国有

〇北陸地方整備局告示第三十四号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十日

北陸地方整備局長 高松

四一六一 小松飛行場

小松市

国有

条項がある施設及び区域として提供する。用

施設が適用される。区域として提供する。

五一二一 築城飛行場

春日市

国有

施設が適用される。区域として提供する。

海上演習場関係

◎新規提供
むつ湾訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒条項がある施設及び区域として提供する。区域として提供する。
が適用される。区域として提供する。

施設が適用される。区域として提供する。

近畿地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可した

ので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

一 施行者の名称 兵庫県

二 都市計画事業の種類及び名称 阪神間都市計画道路事業三・三・二百四十号中筋伊丹線、三・

五・八百五十八号中筋山本線及び三・六・九十一号宝塚長尾線

三 事業施行期間 自令和七年七月十日至令和十八年三月三十一日

四 事業地 兵庫県宝塚市中筋三丁目、中筋六丁目、中筋七丁目及び長尾町地内

使用の部分 なし

人事異動

宮本佐知子
(三木佐知子)
公認会計士・監査審査会委員に任命する(六月八日)

宮内庁
(長官官房主計課長) 内閣府事
務官
木村 藍

令和七年七月十日
(本文省略)
その関係図書は、四
る。

四国地方整備局及び高知河川国道事務所に備え置
一四 二〇二〇年九月

當地方整備局長 豊口 佳之

原子力委員会委員に任命する（六月十六日）
　　榎原 一夫 大草 透 岡田美弥子
　　藤本 雅彦 田渕 正朗
日本放送協会経営委員会委員に任命する（各通）
（土井 幸子）
（吉柳 春子）
（六月二十一日）

財務省に出向させる
(財務省大臣官房參事官(関税
局關稅課担当)財務事務官
内閣府事務官(長官官房主計課長)
(以上七月八日)

令和7年度旅行業者試験の公示
旅行業法(昭和27年法律第239号)第11条の5
第1項の規定による試験を次のとおり行う。
令和7年7月10日

3
c. 受験手数料

(1) 受験申請の方法及び受付期間

一般社団法人日本旅行業協会が指定するウェブサイトより申請することとし、令和7年7月10日（木）から同年8月1日（金）までに申請されたものに限り受け付ける。

(2) 受験手数料等

願に依り障害者政策委員会委員を免ずる
障害者政策委員会委員に任命する
願に依り税制調査会委員を免ずる（以上六月三十日）
刀林館久雄 清田 素弘

（東京地方検察庁検事法務省
臣官房国際課付法務省大臣
房付） 檢事

大和田	
総合旅行業務取扱管理	
2.	試験地
	北海道、宮城県、東京都、 広島県、福岡県及び沖縄県
3.	試験日 令和7年10月26日（日）
4.	試験科目

ア、試験を受けようとする者は、受験申請の際に受験手数料13,000円及び納付に係る手続費用を、一般社団法人日本旅行業協会が指定する方法により支払うこと。

イ、受験手数料等は、受験手続が完了した後は返還しない。

官 庁 事 項

官 庁 報 告

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第八百六十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

(三) (二) (一)
占 用 を 制 限 す る 区 域 名 類
路 線 の 種
道 路

2

備考

(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められ、電柱の設置は多段にてらつて余る。）など、電柱を

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合に

(七) (六) 占用の制限の開始の期日 令和七年七月十一日
図面縦覧場所 北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

上、本邦国外の観光才、本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学力、本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理（ウ、に係るものを見除く。）

者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証（写し）、国内旅行業務取扱主任者試験合格証（写し）又は国内旅行業務取扱管理者試験合格証（写し）を添付すること。

(3) 一般社団法人日本旅行業協会が令和6年度又は令和7年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者 ア. 当該者は、4. に掲げる試験科目のうち(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。 イ. 上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和6年度又は令和7年度の総合旅行業務取扱管理者研修の当該科目の修了証書(写し)を添付すること。	8. 合格証の交付 令和7年12月11日(木)(予定)に、合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。	9. 試験事務の代行 この試験の事務は、旅行業法第69条第1項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。 名称 一般社団法人日本旅行業協会 住所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目3番3号 全日通霞が関ビル 試験事務を行う事務所の所在地 住所に同じ	10. その他 試験の実施については変更があり得るため、その場合は、一般社団法人日本旅行業協会のホームページに変更内容を掲載し、周知する。	住所 京都市山科区 羅美子 昭和46年9月1日生 住所 岐阜県中津川市 コズグノワ・エレナ・コンスタンチノヴナ 平成2年4月5日生 住所 東京都江東区 張慧濛 平成5年5月22日生 住所 千葉県市川市 薛吟 昭和62年7月14日生 住所 東京都江東区 秦婉婷 平成3年10月19日生 住所 東京都北区 王芸蓓 平成3年11月6日生 住所 福岡市東区 宋全烈 昭和57年10月19日生 住所 福岡県糟屋郡志免町 宋涼順 昭和55年8月5日生 宋佑順 昭和59年7月21日生 住所 福岡県糟屋郡柏屋町 宋淳子 平成4年10月6日生 住所 神奈川県綾瀬市 ローサ・マリア・ミラグリトス・カスター ニエット・ミズアライ 昭和42年10月28日生 ジエファーソン・ヒロシ・ガマラ・カスター ニエット 平成8年12月11日生 住所 福井県越前市 カイオ・ユウタ・シマダ 平成13年10月5日生 レオナルド・ダイキ・シマダ 平成17年7月14日生 住所 神戸市中央区 李振発 昭和19年11月16日生 住所 神戸市垂水区 李亞美 平成5年1月14日生 住所 兵庫県西宮市 梁瓈紀 平成10年8月11日生 住所 兵庫県高砂市 朴俊輝 昭和62年6月17日生 住所 静岡県富士市 ウイラソリヤ・阿拉チチ・アブハミラゲ・ラシカ・ドランジナ 平成元年6月21日生 ウイラソリヤ・阿拉チチ・アブハミラゲ・ヌウリ・サダディ 令和3年2月12日生 ウイラソリヤ・阿拉チチ・アブハミラゲ・ニキ 令和6年12月5日生 住所 千葉県市川市 テー・ティンザー・ワー 平成5年2月26日生	住所 東京都新宿区 モハマド・ジャワド・モハマド・ジョン 平成11年2月23日生 住所 栃木県芳賀郡益子町 朴成羅 平成元年2月11日生 住所 新潟市西区 朴美樹 昭和42年12月23日生 住所 岩手県盛岡市 禹由紀子 昭和37年11月8日生 住所 東京都武蔵村山市 ヒデキ・ガルシア・ジュニア 平成8年6月4日生 住所 東京都武蔵野市 崔祐孝 昭和63年9月2日生 住所 東京都世田谷区 曹榮洙 昭和43年10月4日生 住所 奈良市 金榮子 昭和62年7月6日生 住所 滋賀県蒲生郡日野町 ユミ・デボマ 平成元年4月5日生 住所 滋賀県長浜市 カヴィナス・アサト・ヘベルト・パブロ 昭和57年11月26日生 カヴィナス・サラス・パブロ・キヨシ 平成18年6月13日生 カヴィナス・サラス・ナルミ 平成25年6月13日生 住所 千葉県木更津市 グエン・トゥイ・リン 平成11年7月15日生 住所 千葉県木更津市 グエン・ティ・キム・リエン 平成12年11月27日生 住所 京都市左京区 林重秀 昭和43年4月22日生 宋和美 昭和47年9月2日生 林悠太 平成10年3月12日生 林悠美 平成11年7月28日生 林悠奈 平成15年1月21日生 住所 京都市左京区 林優香 昭和41年12月21日生 住所 川崎市中原区 郭捷 昭和51年10月11日生 許卿 昭和50年6月25日生 郭嘉彦 平成21年1月14日生 郭嘉佑 平成24年9月18日生 住所 東京都荒川区 任重 昭和58年8月22日生
(4) 一般社団法人日本旅行業協会が令和6年度又は令和7年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者 ア. 当該者は、4. に掲げる試験科目のうち(4)の科目について、試験の免除を受けることができる。	イ. 上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に令和6年度又は令和7年度の総合旅行業務取扱管理者研修の当該科目の修了証書(写し)を添付すること。				
(5) 令和6年度総合旅行業務取扱管理者試験のうち「国内旅行実務」について合格点を得た者 ア. 当該者は、4. に掲げる試験科目のうち(3)の科目について、試験の免除を受けることができる。	住所 静岡県富士宮市 グエン・ドック・ソン 平成4年8月20日生 グエン・ドック・ニヤット・ミン 令和3年4月14日生	住所 名古屋市緑区 グエン・タン・ツー 昭和49年4月1日生	住所 大阪市都島区 グイエン・ツ・ラン 昭和58年10月4日生 グイエン・フィー・ニヤット・ミン 平成21年2月22日生 グイエン・フィー・ニヤット・ニン 平成24年5月12日生	住所 東京都江東区 グエン・ティ・ビック・フォン 昭和46年3月27日生	住所 東京都新宿区 施敬慈 平成元年7月31日生
(6) 令和6年度総合旅行業務取扱管理者試験のうち「海外旅行実務」について合格点を得た者 ア. 当該者は、4. に掲げる試験科目のうち(4)の科目について、試験の免除を受けることができる。	住所 川崎市幸区 リチャード・ルイス・ウェルシュ 平成5年2月3日生	住所 川崎市幸区 グエン・タン・ツー 昭和49年4月1日生	住所 東京都江東区 グイエン・フィー・ニヤット・ミン 平成21年2月22日生 グイエン・フィー・ニヤット・ニン 平成24年5月12日生	住所 東京都江東区 グエン・ティ・ビック・フォン 昭和46年3月27日生	住所 東京都新宿区 施敬慈 平成元年7月31日生
(7) 合格者の発表等 合格者の発表は、令和7年12月11日(木)(予定)に、一般社団法人日本旅行業協会のホームページで行うとともに、受験者にはウェブサイト上に設定する個人ページに試験結果を通知する。	住所 東京都世田谷区 鄭琰 昭和63年1月3日生	住所 東京都世田谷区 鄭圻 令和6年7月10日生	住所 東京都豊島区 李慶一 平成9年1月23日生	住所 東京都新宿区 許珮甄 昭和63年12月28日生	住所 東京都新宿区 モハマド・ジャワド・モハマド・ジョン 平成11年2月23日生 住所 栃木県芳賀郡益子町 朴成羅 平成元年2月11日生 住所 新潟市西区 朴美樹 昭和42年12月23日生 住所 岩手県盛岡市 禹由紀子 昭和37年11月8日生 住所 東京都武蔵村山市 ヒデキ・ガルシア・ジュニア 平成8年6月4日生 住所 東京都武蔵野市 崔祐孝 昭和63年9月2日生 住所 千葉県木更津市 グエン・トゥイ・リン 平成11年7月15日生 住所 千葉県木更津市 グエン・ティ・キム・リエン 平成12年11月27日生 住所 京都市左京区 林重秀 昭和43年4月22日生 宋和美 昭和47年9月2日生 林悠太 平成10年3月12日生 林悠美 平成11年7月28日生 林悠奈 平成15年1月21日生 住所 京都市左京区 林優香 昭和41年12月21日生 住所 川崎市中原区 郭捷 昭和51年10月11日生 許卿 昭和50年6月25日生 郭嘉彦 平成21年1月14日生 郭嘉佑 平成24年9月18日生 住所 東京都荒川区 任重 昭和58年8月22日生

住所 東京都新宿区
宋芳 平成元年8月18日生
住所 東京都江東区
孫成一 昭和54年2月3日生
曾巧聰 昭和57年4月15日生
孫子涵 平成24年3月11日生
曾子易 平成26年1月11日生
住所 東京都渋谷区
吳優 平成8年3月24日生
住所 京都市右京区
朱博 昭和54年10月30日生
住所 仙台市泉区
高菜美佳 昭和60年11月29日生
住所 神奈川県茅ヶ崎市
具美亜 昭和51年8月29日生
住所 千葉県船橋市
朴太樹 平成2年5月14日生
住所 東京都八王子市
キン・タンダー・モー・モー・ミイン 昭和55年10月20日生
住所 京都市伏見区
金修 昭和34年7月15日生
李明美 昭和36年2月8日生
金サエ 平成2年6月28日生
住所 京都府八幡市
金達平 平成3年6月27日生
住所 京都市西京区
金啓市 平成5年1月9日生
住所 京都市左京区
権永旭 昭和52年6月22日生
住所 京都市左京区
姜智子 平成元年11月4日生
住所 京都府向日市
尹敦勇 昭和56年9月28日生
住所 東京都杉並区
李淳馨 昭和62年7月24日生
住所 茨城県牛久市
申大澈 昭和48年9月7日生
住所 愛知県豊橋市
マイケル・ペドロ・ハナダ 昭和50年6月28日生
ラナイ・ハナダ 平成14年12月25日生
ニコラス・ハナダ 平成16年11月16日生
キアラ・ハナダ 令和5年8月7日生
住所 名古屋市名東区
アラニス・ハナダ 平成14年12月25日生

公 告

相 遺 墓

公示送達

審査請求人 大阪府大阪市淀川区新北野1-3-4-402
江川 嘉紀

上記の者に送達すべき令和5年12月15日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎第5号館1604号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。

令和7年7月10日
厚生労働大臣 福岡 資麿

公示送達

千葉県八千代市八千代台北7-13-9 SK第1ビル302
堀 吉人

上記の者に送達すべき令和6年度第4号に関する決定書謄本は、千葉県千葉市中央区中央四丁目11番1号千葉第2地方合同庁舎3階千葉労働局内千葉労働者災害補償保険審査官三橋 基一が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第2項及び第3項の規定により公示する。

令和7年7月10日
千葉労働者災害補償保険審査官 三橋 基一
(備考) 決定の主文及び年月日
1 決定主文 「本件審査請求を棄却する。」
2 決定年月日 令和7年3月25日

隊員の免職取消

第128地区警務隊 2等陸曹 長谷 亮介
処分発令以前の死亡が確認されたために、令和6年11月5日に行った自衛隊法第42条第3号による免職が無効になった。

令和7年7月10日
陸上自衛隊東部方面警務隊長
1等陸佐 三輪 泰輔

隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書

1 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第73条第1項の規定に基づく被疑事実通知書
第15後方支援隊 陸士長 銘苅 耀也 殿
令和5年3月16日から令和5年4月4日の間、正当な理由なく20日間欠勤した。

陸上自衛隊第15後方支援隊長

1等陸佐 河原 宏樹

2 自衛隊法施行規則第71条の規定に基づく審理のために出頭すべき期日及び場所等

- (1) 審理のために出頭すべき期日
令和7年9月4日午前10時
- (2) 出頭すべき場所 陸上自衛隊那覇駐屯地
(沖縄県那覇市鏡水679番地)
- (3) その他審理のために必要な事項

ア 弁護人が必要な場合には、令和7年7月31日までに、懲戒権者に対し申し出ることができる。

イ 令和7年9月4日までの間に、懲戒権者に対し、証人を指定し、その尋問を申請し又は証拠物を指定し、その証拠調べを申請することができる。

証人を指定する場合には、証人の住所又は所属、官職、氏名及び尋問事項を、証拠調べを請求する場合には、証拠物の内容、所在及び取調事項を示して行うものとする。

ウ 審理における供述を辞退する場合には、その旨を申し出ることができる。

令和7年7月10日
陸上自衛隊第15後方支援隊長
1等陸佐 河原 宏樹

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第1066号
奈良県御所市大字柏原631番地の19
申立人 高橋 祥恵

本籍奈良県御所市大字柏原189番地、最後の住所奈良県御所市大字柏原328番地の3、死亡の場所奈良県吉野郡吉野町、死亡年月日令和7年1月20日、出生の場所奈良県南葛城郡掖上村、出生年月日昭和22年7月24日、職業無職

被相続人 亡 中川健一郎
奈良市油阪町456番地第2森田ビル3階 そらいろ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小城 達
催告期間満了日 令和8年2月2日
奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第78号

鳥取県米子市河崎377番地2
申立人 山口 悅史

本籍鳥取県米子市河崎1738番地、最後の住所鳥取県米子市河崎1738番地 市住2、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日推定令和7年2月12日、出生の場所大阪府大阪市城東区、出生年月日昭和43年3月4日、職業無職

被相続人 亡 田中 賢
事務所鳥取県米子市東町296番地弁護士法人米子東町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中森 大貴
催告期間満了日 令和8年1月30日
鳥取家庭裁判所米子支部

令和7年(家)第30175号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍広島市佐伯区藤の木1丁目78番地4、最後の住所広島市佐伯区藤の木1丁目7番8号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日令和4年12月17日、出生の場所広島市、出生年月日昭和43年6月11日、職業不明

被相続人 亡 大塚 康雄
事務所広島市中区八丁堀15番6号広島ちゅうぎんビル5階 ベリーベスト法律事務所広島オフィス

相続財産清算人 弁護士 古山 智隆
催告期間満了日 令和8年1月23日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30055号
 広島市中区上八丁堀4番1号
 申立人 洋伸建設株式会社
 本籍広島県江田島市大柿町大原1377番地、最後の住所広島県江田島市能美町鹿川3209番地1、死亡の場所広島県江田島市、死亡年月日平成30年10月2日、出生の場所台南州嘉義市、出生年月日昭和17年2月21日、職業不明
 被相続人 亡 荒木伊都子
 広島県江田島市大柿町飛渡瀬364番地1
 相続財産清算人 司法書士 室 伸征
 催告期間満了日 令和8年1月23日
 広島家庭裁判所呉支部

令和7年(家)第30032号
 広島県福山市木之庄町3丁目10番21号
 申立人 大岡英太郎
 本籍広島県尾道市因島田熊町2番地12、最後の住所広島県尾道市因島田熊町2番地12、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日令和6年6月9日、出生の場所広島県御調郡田熊村、出生年月日大正9年3月1日、職業無職
 被相続人 亡 大岡 正夫
 事務所広島県尾道市因島田熊町1113番地1 エクセル中山301号
 相続財産清算人 弁護士 松島 功治
 催告期間満了日 令和8年2月26日
 広島家庭裁判所尾道支部

令和7年(家)第7047号
 山口県山口市宝町4番29-5号
 申立人 池永 泰典
 本籍山口県山口市東山1丁目32番地、最後の住所山口県美祢市美東町大田5804番地1、死亡の場所山口県美祢市、死亡年月日令和7年2月3日、出生の場所山口県美祢郡大田町、出生年月日昭和4年1月23日、職業無職
 被相続人 亡 石田 菁子
 山口県山口市中央5丁目7番3号 山口センタービル2階 虎ノ門法律経済事務所山口支店
 相続財産清算人 金子好一郎
 催告期間満了日 令和8年1月27日
 山口家庭裁判所

令和7年(家)第3027号
 山口県萩市大字西田町70番地
 申立人 山口 正之

本籍山口県長門市深川湯本980番地2、最後の住所山口県長門市深川湯本980番地2、死亡の場所山口県長門市、死亡年月日令和7年5月2日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和9年1月15日、職業無職
 被相続人 亡 三井 安子
 山口県萩市大字西田町70番地 萩・山口法律事務所
 相続財産清算人 山口 正之
 催告期間満了日 令和8年1月30日
 山口家庭裁判所萩支部

令和7年(家)第2062号
 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121番地1
 申立人 石井町長 小林 智仁
 本籍徳島県名西郡石井町藍畑字高畑1471番地1、最後の住所徳島県名西郡石井町藍畑字高畑1471番地1、死亡の場所徳島県名西郡石井町、死亡年月日令和4年10月23日、出生の場所徳島県名西郡石井町、出生年月日昭和24年3月8日、職業無職
 被相続人 亡 三井久美子
 事務所徳島県德島市幸町3丁目101番地リーガルアクシスビル2階
 相続財産清算人 司法書士法人ひとざい
 催告期間満了日 令和8年1月31日
 徳島家庭裁判所

令和7年(家)第3018号
 福岡県うきは市浮羽町東隈上367-18
 申立人 原田 浩孝
 本籍福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓2248番地、最後の住所福岡県宮若市上有木320番地、死亡の場所福岡県宮若市、死亡年月日令和6年2月9日、出生の場所福岡県鞍手郡宮田町、出生年月日昭和16年11月14日、職業無職
 被相続人 亡 原田 明子
 福岡県飯塚市忠隈468番地4共栄ビル2階
 相続財産清算人 司法書士 佐々木信介
 催告期間満了日 令和8年1月30日
 福岡家庭裁判所直方支部

令和7年(家)第2117号
 大分県中津市豊田町14番地3
 申立人 中津市
 本籍大分県中津市山国町藤野木1111番地1、最後の住所大分県中津市中央町2丁目2番3号、死亡の場所大分県中津市、死亡年月日令和3年11月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所福岡県豊前市、出生年月日昭和23年8月10日、職業不明
 被相続人 亡 平野 康子

事務所大分県中津市大字中殿519番地18
 相続財産清算人 司法書士 福田 太郎
 催告期間満了日 令和8年2月6日
 大分家庭裁判所中津支部

令和7年(家)第4028号
 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1
 申立人 川南町
 本籍宮崎県児湯郡川南町大字川南18267番地1、最後の住所宮崎県児湯郡川南町大字川南18267番地1、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日平成25年7月9日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日大正10年5月5日、職業無職
 被相続人 亡 久保田 巖
 宮崎県宮崎市旭2丁目2番6号フラワーマンション楠並木通505号
 相続財産清算人 弁護士 五島 自由
 催告期間満了日 令和8年3月31日
 宮崎家庭裁判所

令和7年(家)第4049号
 宮崎県宮崎市大字恒久5028-1
 申立人 黒木 正文
 本籍宮崎県宮崎市大字恒久5225番地2、最後の住所宮崎県宮崎市大字恒久5225番地2福千コーポ101号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和6年4月21日頃から30日頃までの間、出生の場所宮崎県児湯郡新富町、出生年月日昭和47年4月23日、職業無職
 被相続人 亡 森山 政雄
 宮崎県宮崎市松橋2丁目5番8号グリーンコーポ松橋102号
 相続財産清算人 司法書士 藤木 尚
 催告期間満了日 令和8年2月6日
 宮崎家庭裁判所

令和7年(家)第57号
 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名3603
 申立人 田中ひとみ
 本籍鹿児島県薩摩川内市久住町271番地5、最後の住所鹿児島県薩摩川内市久住町271番地5、死亡の場所鹿児島県薩摩川内市、死亡年月日令和4年2月11日、出生の場所鹿児島県薩摩郡平佐村、出生年月日昭和4年3月10日、職業無職
 被相続人 亡 寺師 エイ
 事務所鹿児島県出水市明神町410番地細谷法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 細谷 文規
 催告期間満了日 令和8年2月6日
 鹿児島家庭裁判所川内支部

令和7年(家)第51号
 宮崎県都城市一万城町45号3番地 オーセンティック壱番館201
 申立人 河野 和宏
 本籍宮崎県都城市山之口町富吉731番地1、最後の住所鹿児島県鹿屋市川東町6766番地3、死亡の場所鹿児島県鹿屋市、死亡年月日令和6年12月21日、出生の場所宮崎県北諸県郡山之口町、出生年月日昭和27年7月13日、職業会社役員
 被相続人 亡 加治屋重敏
 事務所鹿児島県鹿屋市打馬2丁目9番27号
 弁護士法人おおすみ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 有村さやか
 催告期間満了日 令和8年2月2日
 鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

令和7年(家)第10046号
 和歌山市小松原通1丁目1番地
 申立人 和歌山県
 本籍和歌山県西牟婁郡白浜町日置916番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町日置2039番地の38、死亡の場所和歌山県田辺市、死亡年月日令和4年12月30日、出生の場所和歌山県西牟婁郡日置川町、出生年月日昭和27年9月14日、職業不明
 被相続人 亡 宮本 修司
 事務所和歌山県日高郡みなべ町芝377番地15
 相続財産清算人 司法書士 井口 博文
 催告期間満了日 令和8年1月19日
 和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年(家)第2016号
 山形県鶴岡市金谷字大沢108番地1
 申立人 神尾 文子
 本籍山形県鶴岡市金谷字大沢108番地1、最後の住所山形県鶴岡市金谷字大沢108番地1、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日令和6年3月29日、出生の場所山形県東田川郡黄金村、出生年月日昭和22年5月25日、職業自営業
 被相続人 亡 神尾 幸
 山形県鶴岡市ほなみ町1番1号ナエズサトウテナント2-A日詰法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 渡辺 麻里
 催告期間満了日 令和8年1月23日
 山形家庭裁判所鶴岡支部

令和7年(家)第2041号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍群馬県邑楽郡大泉町中央2丁目1671番地2、最後の住所群馬県邑楽郡大泉町中央2丁目1671番地2、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日令和6年3月13日、出生の場所群馬県邑楽郡小泉町、出生年月日昭和26年3月8日、職業不明
被相続人 亡 岩瀬 和雄
事務所群馬県館林市大街道1-11-5 新藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 新藤 正敏
催告期間満了日 令和8年1月23日
前橋家庭裁判所太田支部

令和6年(家)第80689号
埼玉県鴻巣市本町1丁目5番20-505号グラントイート鴻巣
申立人 伊藤亥一郎
本籍埼玉県北本市石戸4丁目151番地、最後の住所埼玉県北本市深井5丁目67番地特別養護老人ホームさくら苑、死亡の場所埼玉県北本市、死亡年月日令和5年4月30日、出生の場所東京都王子区、出生年月日昭和19年7月7日、職業無職
被相続人 亡 山田 憲治
事務所埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-5-8吉田ビル4階D号 弁護士法人法律事務所フォレスト
相続財産清算人 弁護士 吉田 直志
催告期間満了日 令和8年1月30日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第10146号
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックスシティビル内
申立人 埼玉県信用保証協会
本籍埼玉県川越市かわつる三芳野1番地、最後の住所埼玉県川越市かわつる三芳野1番地6-303、死亡の場所埼玉県坂戸市、死亡年月日令和4年12月25日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和18年11月18日、職業不明
被相続人 亡 中村 宗明

事務所埼玉県川越市大手町6番地5中矢ビル3階吉野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉野 匡彦
催告期間満了日 令和8年1月20日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第30074号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍千葉県八街市八街に132番地21、最後の住所千葉県八街市八街へ215番地510、死亡の場所千葉県八街市、死亡年月日令和5年10月12日、出生の場所千葉県八千代市、出生年月日昭和58年5月17日、職業不明
被相続人 亡 舟窪 充
事務所千葉県八千代市勝田台北1丁目3番21号ビノキオ勝田台ビル5階弁護士法人八千代佐倉総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菊川 秀明
催告期間満了日 令和8年2月25日
千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第30126号
東京都中央区銀座6丁目17番1号
申立人 東京信用保証協会
本籍静岡県浜松市中央区伊左地町5228番地、最後の住所千葉県船橋市海神町3丁目119番地14 海神コーポ209号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和6年4月9日、出生の場所静岡県浜名郡伊佐見村、出生年月日昭和19年1月2日、職業不明
被相続人 亡 野島 正義
事務所千葉県船橋市前原西2-32-5結城ビル4階 土屋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大谷 寛子
催告期間満了日 令和8年2月20日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第70705号
東京都中央区銀座1丁目16番7号銀座大栄ビル7階 京橋法律事務所
申立人 濱口 文歌
本籍山口県山口市朝田195番地、最後の住所東京都世田谷区上野毛4丁目22番16-106号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成26年8月17日、出生の場所山口県防府市、出生年月日昭和26年10月2日、職業会社役員
被相続人 亡 松尾 利彦

事務所東京都港区西新橋1丁目23番9号河野ビル7階 河野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 瀬谷ひろみ
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70775号
東京都調布市若葉町2丁目11番地1 パークスクエア武蔵野722
申立人 佐久間恵助
本籍山形県米沢市中央1丁目3332番地、最後の住所東京都杉並区和泉4丁目44番42号サウステージKS101、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成28年11月28日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和32年11月15日、職業無職
被相続人 亡 佐久間恵子
事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中澤 雄仁
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70828号
東京都豊島区北大塚1丁目20番2号
申立人 株式会社未広サービス
本籍東京都東村山市恩多町4丁目23番地4、最後の住所東京都豊島区北大塚1丁目20番2-311号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日令和5年推定12月、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和46年11月11日、職業不明
被相続人 亡 中村 和博
事務所東京都港区西新橋1丁目20番3号虎ノ門法曹ビル204号 東京フィールド法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長田 敦
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第40444号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都港区浜松町1丁目1番地3、最後の住所神奈川県藤沢市大庭5683番地の2駒寄7~102、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡

年月日令和4年12月10日、出生の場所長野県北安曇郡北小谷村、出生年月日昭和22年5月25日、職業不明
被相続人 亡 小笠原隆夫
事務所横浜市中区尾上町3丁目35番地LIS EAST BLD. 7階
相続財産清算人 弁護士 三瀬 修一
催告期間満了日 令和8年2月13日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第15040号
新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2丁目1番地14
申立人 越後湯沢サマリーナ管理組合法人
本籍東京都大田区田園調布2丁目23番、最後の住所新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2丁目1番地14-231号、死亡の場所新潟県南魚沼郡湯沢町、死亡年月日推定令和6年8月27日、出生の場所栃木県上都賀郡鹿沼町、出生年月日昭和20年12月14日、職業不明
被相続人 亡 山崎 巍
事務所新潟県南魚沼市浦佐1137番地USビル501号室南魚沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黒岩 海映
催告期間満了日 令和8年1月30日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第30085号
茨城県常陸太田市宮本町422番地の2
申立人 玉吉不動産株式会社
代表者代表取締役 片岡 直美
本籍北海道札幌市清田区北野4条3丁目4番、最後の住所茨城県常陸太田市新宿町357番地の3花202号、死亡の場所茨城県常陸茨城郡茨城町、死亡年月日令和6年8月6日、出生の場所北海道札幌市中央区、出生年月日昭和49年2月13日、職業不明
被相続人 亡 村上 太一
茨城県ひたちなか市足崎1458番地483 長谷川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 長谷川陽一
催告期間満了日 令和8年1月23日
水戸家庭裁判所

<p>令和7年(家)第4025号 長野市大字中御所字岡田178番地2 申立人 やまびこ債権回収株式会社 本籍新潟県妙高市大字赤倉123番地2、最後の住所新潟県妙高市大字赤倉123番地2、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日令和6年6月23日、出生の場所新潟県中頸城郡名香山村、出生年月日昭和27年8月21日、職業市議会議員 被相続人 亡 関根 正明</p>	<p>三重県南牟婁郡御浜町大字下市木919番地10 申立人 御浜土地改良区 本籍三重県南牟婁郡御浜町大字上市木1455番地、最後の住所三重県南牟婁郡御浜町大字上市木1455番地1、死亡の場所和歌山県新宮市、死亡年月日令和6年4月23日、出生の場所三重県南牟婁郡木村、出生年月日昭和18年7月26日、職業無職 被相続人 亡 上西 照禱</p>	<p>三重県南牟婁郡御浜町大字柿原264番地3 相続財産清算人 舟根 和夫 催告期間満了日 令和8年1月23日 津家庭裁判所熊野支部</p>	<p>令和7年(家)第20073号 栃木県日光市瀬尾2073 申立人 我妻 善治 本籍栃木県日光市瀬尾1848番地1、最後の住所栃木県日光市瀬尾1848番地1、死亡の場所栃木県日光市、死亡年月日推定令和6年12月29日、出生の場所栃木県上都賀郡今市町、出生年月日昭和15年7月8日、職業無職 被相続人 亡 我妻 章次</p>
<p>令和7年(家)第5010号 福井県鯖江市本町1丁目1—9 申立人 佐藤 孝一 本籍福井県丹生郡越前町山田第14号6番地、最後の住所福井県丹生郡越前町金谷第18号162番地8、死亡の場所福井県越前市、死亡年月日令和7年3月16日、出生の場所福井県丹生郡朝日町、出生年月日昭和22年1月22日、職業無職 被相続人 亡 向當 稔</p>	<p>広島市中区袋町3番17号 申立人 広島市信用組合 本籍広島県竹原市吉名町267番地、最後の住所広島県竹原市吉名町1653番地5、死亡の場所広島県竹原市、死亡年月日令和6年12月21日、出生の場所広島県竹原市、出生年月日昭和32年12月19日、職業墓石販売業 被相続人 亡 久藤 孝仁</p>	<p>神奈川県横浜市青葉区青葉台1丁目20番4号 申立人 成毛 文之 本籍千葉県千葉市中央区登戸4丁目105番地17、最後の住所千葉市中央区登戸4丁目17番4号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日令和7年4月12日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和15年6月6日、職業無職 被相続人 亡 早川 昌江</p>	<p>令和7年(家)第30181号 横浜市港南区港南中央通9番14号ライオンズマンション港南中央503号室 申立人 藤井 里絵 本籍神奈川県横浜市栄区野七里1丁目1699番地、最後の住所横浜市港南区野庭町1688番地特別養護老人ホームすずかけの郷、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所満州国新京特別市、出生年月日昭和16年5月10日、職業無職 被相続人 亡 平野 剛嘉</p>
<p>令和7年(家)第5012号 福井県越前市日野美1丁目3番26号 相続財産清算人 弁護士 山本晋太郎 催告期間満了日 令和8年1月23日 福井家庭裁判所武生支部</p>	<p>広島県呉市中通2丁目1番26号 呉中通ビル401—1号室 弁護士法人たおく法律事務所 相続財産清算人 弁護士 田奥 明生 催告期間満了日 令和8年1月23日 広島家庭裁判所呉支部</p>	<p>事務所千葉市中央区中央2丁目9番8号千葉広小路ビル7階 千葉第一法律事務所 相続財産清算人 弁護士 城戸 盾暁 催告期間満了日 令和8年2月23日 千葉家庭裁判所</p>	<p>令和7年(家)第40467号 横浜市港南区港南中央通9番14号ライオンズマンション港南中央503号室 申立人 藤井 里絵 本籍神奈川県横浜市栄区野七里1丁目1699番地、最後の住所横浜市港南区野庭町1688番地特別養護老人ホームすずかけの郷、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所満州国新京特別市、出生年月日昭和16年5月10日、職業無職 被相続人 亡 平野 剛嘉</p>
<p>令和7年(家)第5012号 福井県越前市矢放町12号9番地の3 市営住宅2号館32号 申立人 右原 容子 本籍福井県越前市野上町1丁目63番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所福井県越前市、死亡年月日令和6年3月17日、出生の場所福井県武生市、出生年月日昭和31年2月27日、職業会社役員 被相続人 亡 右原 信二</p>	<p>仙台市宮城野区幸町1丁目15番17号 申立人 高橋 雅宏 本籍仙台市宮城野区岩切字谷地15番地4、最後の住所仙台市青葉区下愛子字観音堂1番地の1 住宅型有料老人ホーム モークシャ愛子、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和7年2月13日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和35年1月27日、職業無職 被相続人 亡 佐々木隆行</p>	<p>岐阜県加茂郡川辺町比久見487番地8 申立人 白川 淳子 千葉市花見川区瑞穂2—1—1—17—615 申立人 高田 隆繼 本籍岐阜県多治見市松坂町1丁目126番地、最後の住所東京都文京区湯島4丁目6番12—510号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年9月26日、出生の場所岐阜県土岐郡金戸村、出生年月日昭和26年8月13日、職業税理士 被相続人 亡 水野 時孝</p>	<p>事務所東京都千代田区麹町3丁目3番8号麹町センタープレイス2階 鈴木総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 鈴木 洋子 催告期間満了日 令和8年2月2日 東京家庭裁判所</p>

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(ヘ)第1号

山口県下関市清末本町7番39号
申立人 小林 康史
権利の届出の終期 令和7年10月3日
令和7年6月19日 下関簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地

所在 下関市清末本町
地番 2035番2
地目 宅地
地積 351.00平方メートル

(2)登記年月日番号 山口地方法務局下関支局昭和10年5月17日受付第1861号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 所有権移転請求権登記
原因 昭和10年5月17日売買予約
権利者 下関市大字小月町1121番地
内田徳太郎
順位2番の登記を移記

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第800号

神奈川県三浦市三崎2-8-6
申立人 村山 博敏
本籍神奈川県横浜市都筑区大熊町16番地2、最後の住所神奈川県平塚市中堂12番33号
不在者 村山増太郎
昭和2年4月3日生
届出期間満了日 令和7年11月18日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第163号

東京都品川区八潮5丁目10番50-101号
申立人 富樫 利子

本籍茨城県稲敷市柴崎368番地1号、最後の住所神奈川県平塚市豊田平等寺339番地
不在者 橋本 茂
昭和12年12月5日生
届出期間満了日 令和7年11月17日
横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第255号

京都府八幡市八幡舞台38番地の14
申立人 布施佐知子
本籍奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台1丁目11番地1、最後の住所京都府南丹市美山町小瀬ヶ原22番地
不在者 高橋 勝子
昭和12年10月26日生
届出期間満了日 令和7年10月27日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第110号

沖縄県豊見城市字我那覇122番地1
申立人 安谷屋浅江
本籍沖縄県豊見城市字我那覇81番地、従来の住所沖縄県豊見城市字我那覇81番地
不在者 安谷屋勇助
昭和13年10月20日生
届出期間満了日 令和7年10月24日
那覇家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第126号

本籍栃木県鹿沼市塙山町672番地、最後の住所北海道夕張市清水沢町
不在者 大門 四一
大正9年3月17日生
令和7年6月17日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所夕張出張所裁判所書記官

令和6年(家)第34号

本籍秋田県由利本荘市日役町16番地、最後の住所秋田県由利本荘市日役町16番地
不在者 荒川 京
昭和18年12月1日生
令和7年6月17日失踪宣告審判確定

秋田家庭裁判所本荘支部裁判所書記官

令和6年(家)第6447号

本籍大阪府大阪市福島区海老江6丁目1番地5、最後の住所不明
不在者 西元 輝福
明治36年5月3日生
令和7年6月7日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第7480号

本籍熊本県球磨郡多良木町大字多良木3259番地、最後の住所東京都北区堀船1丁目20番5号飯塚荘

不在者 石井 剛
昭和22年3月31日生
令和7年6月17日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第341号

本籍神奈川県南足柄市和田河原864番地、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区六角橋町186番地

不在者 高田 秀光
昭和12年1月10日生
令和7年6月17日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号

北海道旭川市東旭川町下兵村385番地の10
申立人 株式会社グリーン造園
代表者代表取締役 和泉 信吾
権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月13日
令和7年6月16日 旭川簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 O I 56457

金額 310,035円

支払期日 令和6年12月31日

支払地 旭川市

支払場所 株式会社北陸銀行旭川支店

振出日 令和6年9月25日

振出地 白地

振出人 株式会社村本金属 代表取締役副社長

村本 文宏

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

新潟県燕市小関989番地3

申立人 株式会社燕鋼板コンポー

代表者代表取締役 岡田健太郎

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月26日
令和7年6月17日 長岡簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 J P 18753

金額 679,316円

支払期日 令和7年1月15日

支払地 長岡市

支払場所 株式会社第四北越銀行長岡本店営業部

振出日 令和6年11月20日

振出地 東京都中央区

振出人 株式会社ツガミ 代表取締役 米山賢司

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

福岡県宮若市長井鶴201番地1

申立人 篠田 幸弘

権利の届出の終期 令和7年6月11日

令和7年6月12日 直方簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 宮若市長井鶴字打園 202番5 雜種地
135平方メートル

(2)登記年月日番号 地上権設定 福岡法務局直方支局明治33年6月15日受付第908号 地上権移転 福岡法務局直方支局大正14年12月14日受付第3720号 地上権移転 福岡法務局直方支局大正14年12月14日受付第3722号
(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治30年5月9日設定

目的 工作物所有

範囲 西側12歩

存続期間 満之浦炭坑鉱業終業まで

地代 1年米8斗9升2合

地上権者 鞍手郡宮田町大字上大隈712番地
貝島礦業株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第255号

鹿児島市桜島武町25番地1

債務者 株式会社柴宇

代表者代表取締役 柴田 宇孝

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第1115号

札幌市中央区大通東2丁目3番地1

債務者 株式会社らぶアンドびーす

代表者代表取締役 岡本 賢治

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 繩野 歩
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第192号

川崎市高津区上作延3丁目18番2-64号 市営住宅、商業登記簿上の本店所在地川崎市高津区下作延3丁目13番17号

債務者 有限会社大塚屋

代表者取締役 大塚 国弘

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 亮二
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時10分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第32号

秋田県仙北郡美郷町千屋字大屋敷120

債務者 農事組合法人べっこ農場

代表者理事 高橋 弘賢

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 筥川 正典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時

秋田地方裁判所大曲支部

令和7年(フ)第102号

宮城県大崎市古川川端3番19号

債務者 株式会社鳥菊商店

代表者代表取締役 菊地 雄大

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時40分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 弘樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第99号

群馬県館林市緑町2丁目24番8号

債務者 トレジャー興業有限会社

代表者取締役 藤原 弘志

- 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保田寿栄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第58号

岡山県津市小田中1308番地の14

債務者 有限会社和香

代表者清算人 樽井 和子

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 智幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分

岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第330号

岡山市南区新保605番地2

債務者 株式会社ユーズド・ハウジング岡山

代表者代表取締役 小川 修

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下宗一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時30分

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第29号

兵庫県豊岡市庄境129番地の4

債務者 株式会社WORLD DREAM ARK

代表者代表取締役 清水 信男

- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅村 朋子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時50分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第49号

兵庫県加西市青野原町184番地

債務者 株式会社明芳工業

代表者代表取締役 丸谷 明伸

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 文造
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所社支部

令和6年(フ)第281号

静岡県駿東郡清水町の場99番地2服部ビル1階

債務者 有限会社エコ・プラン二十一

代表者取締役 戸松 寛人

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小宮山克己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後3時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第1230号

札幌市南区澄川3条2丁目5番5号

債務者 株式会社フリーディング

代表者代表取締役 文田 博文

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋場 弘之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第540号

京都市右京区西京極大門町17番4号グランシティオ西京極301号

債務者 有限会社天然色

代表者取締役 金本 敏晃

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三上 了資
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時30分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第556号

京都市西京区山田大吉見町18番地の5桂平安マンション125号室

債務者 株式会社まえだ

代表者代表取締役 前田 慎

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白土 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時15分

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第49号	大分県中津市耶馬溪町大字小友田422番地1 債務者 株式会社オーダー・ウッド 代表者代表取締役 角野 正樹 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 知康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時10分 大分地方裁判所中津支部破産・再生係
令和7年(フ)第1275号	愛知県岩倉市八剣町郷東19番地1 債務者 株式会社アコード 代表者代表取締役 横野 利彦 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池山豊二郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時30分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第213号	新潟市中央区東幸町4番10号 債務者 株式会社S A I コーポレーション 代表者代表取締役 長谷川才子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野千香子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時30分 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第2447号	大阪市福島区福島2丁目8番10号 債務者 株式会社木古里 代表者代表取締役 古芝 孝一 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高村 至 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2551号	大阪府箕面市百楽荘4丁目3番15号 債務者 有限会社南風 代表者代表取締役 若井利恵子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 外山 将平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第200号	岐阜市上川手644番地4 債務者 株式会社大谷塗装 代表者代表取締役 大谷 雄也 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 國本 雅丈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時30分 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第509号	大阪府松原市天美我堂1丁目7番地F棟209号 債務者 有限会社レイコーポレーション 代表者代表取締役 田中 史郎 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷川 直人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第70号	新潟県阿賀野市飯森杉365番地27 債務者 有限会社加藤架設工業 代表者代表取締役 加藤 義明 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑島 有子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時20分 新潟地方裁判所新発田支部
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間	次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第57号	岡山県津山市小田中1308番地2 債務者 樽井 和子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 智幸 4 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第20号	宮城県大崎市古川二ノ構8番12号 ソレイユ21A102号 債務者 佐々木祐子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 一史 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 秋田地方裁判所本荘支部
令和7年(フ)第140号	福島県郡山市愛宕町3番24号 シャイニングビル101号 債務者 古川 麻美(旧姓大谷) 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑島 有子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月29日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第1054号	東京都小金井市本町5丁目41番16号ハイツ・マブチ201 債務者 草嶋 淳郎 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 真 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1045号	東京都東大和市清水2丁目815番地の9 債務者 小林 敦 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白野 浩憲
令和7年(フ)第355号	静岡県焼津市吉永550番地の1、旧住所静岡県焼津市吉永781番地の5 債務者 古知 和也 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生 絵美 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月16日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第333号	静岡市駿河区用宗城山町2番10号 債務者 德田 直樹 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田誠実 4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月17日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第387号	川崎市多摩区菅馬場1丁目15番15号 ランデスコイヌマⅠ 403 債務者 小野寺晃希 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 裕一 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（フ）第427号 川崎市川崎区境町1番12-602号 クリオ川崎東式番館 債務者 渡辺 良雄 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川村 篤志 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午後2時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（フ）第81号 鳥取県鳥取市浜坂4丁目2番20号 D S マンション203号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北2丁目675番地 債務者 加藤 啓一 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濑古 智昭 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月16日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 鳥取地方裁判所民事部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年（フ）第82号 静岡県富士市中丸172番地の8 債務者 米山 嘉彦 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津島 章利 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前11時50分 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武井 美央 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 長野地方裁判所上田支部	令和7年（フ）第193号 川崎市高津区上作延3丁目18番2-64号 市営住宅 債務者 大塚 国弘 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 亮二 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月22日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（フ）第140号 茨城県小美玉市上玉里147番地9 債務者 福留 秀典 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木陽子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年（フ）第243号 神奈川県大和市代官1丁目12番地7 カーサプリマヴェーラ103号 債務者 近藤 文男 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 晃三 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月1日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 文造 4 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで	令和7年（フ）第50号 兵庫県加西市青野原町184番地 債務者 丸谷 明伸 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 建志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年（フ）第203号 大津市大江4丁目14番47号 道閑様方、前住所滋賀県湖南市日枝山手台3丁目39番地 債務者 黒瀬 翔子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 建志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年（フ）第424号 川崎市幸区南幸町3丁目24番地15 木下荘203 債務者 照屋 正弘 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡部 源 4 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小倉 清嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 神戸地方裁判所社支部	令和7年（フ）第167号 兵庫県尼崎市武庫之荘4丁目1番16号3B 債務者 平 俊夫 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小倉 清嗣	令和7年（フ）第207号 兵庫県尼崎市富松町1丁目32番2-307号 債務者 甲斐 照幸 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬渡 英樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年（フ）第135号 徳島県徳島市西須賀町東開20番地の4 債務者 西尾 剛 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 徳島地方裁判所民事部	令和7年（フ）第136号 徳島県徳島市西須賀町東開20番地の4 債務者 西尾真理奈 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 徳島地方裁判所民事部		

令和7年(フ)第1号

徳島県三好郡東みよし町東山字ハタ88番地
債務者 木下 繁樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梶野 正寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
徳島地方裁判所美馬支部

令和7年(フ)第162号

愛媛県松山市南江戸1丁目1番1号 コーポ
本田306号
債務者 宇都宮一善

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 正夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第6号

大分県佐伯市7255番地2 市営女島団地8
A-31
債務者 田村 恒雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第22号

大分県佐伯市鶴見大字中越浦639番地5
債務者 山本 利治

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 耕太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第38号

大分県佐伯市本庄大字堂ノ間158番地5
債務者 三浦 渉

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 和弘

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後2時30分

- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第119号

沖縄県宜野湾市普天間1丁目30番7号

- 債務者 泉 英治
- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 新見 研吾
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第30号

兵庫県豊岡市庄境129番地の4

- 債務者 清水 信男
- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 菅村 朋子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時50分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第157号

奈良県生駒市鹿ノ台北3丁目12番地20

- 債務者 佐藤 優樹
- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 川本 哲
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時15分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第27号

兵庫県豊岡市出石町福住15番地の1

- 債務者 湯口 千尋
- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 野崎奈央子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第28号

兵庫県豊岡市出石町福住15番地の1

- 債務者 湯口 禮子
- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 野崎奈央子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時10分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和6年(フ)第284号

沖縄県那覇市三原3丁目7番13号

- 債務者 新里 幸裕
- 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 仲村 剛
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第285号

沖縄県那覇市三原3丁目7番13号

- 債務者 新里 美奈(旧姓上地)
- 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 仲村 剛
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第230号

新潟市江南区曾野木2丁目29番16号

- 債務者 窪田 周
- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 松岡 優子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時20分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第61号

新潟県新発田市東新町4丁目8番2号 La
B e L L e V i e 106

- 債務者 大沼 英也
- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前11時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 富谷 耕作
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時5分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第60号

大阪府岸和田市流木町963番地の10

- 債務者 市川 智規
- 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 別城 尚人
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第295号

大阪府和泉市幸2丁目8番16-401号

- 債務者 中尾 剛士
- 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 鍋谷 文子
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2時
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第228号

鹿児島市西伊敷4丁目30番11-2号

- 債務者 松下 梨沙
- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 清野 龍作
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第28号

岩手県遠野市松崎町駒木8地割4番地17

- 債務者 奥田 圭一
- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 富谷 耕作
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時5分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年(フ)第28号 岩手県宮古市西ヶ丘3丁目8番7号 債務者 盛合亜矢子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 泰義 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 盛岡地方裁判所宮古支部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎隆之介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 重剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 秋田地方裁判所本荘支部
令和7年(フ)第623号 仙台市宮城野区幸町2丁目23番4-401号 債務者 遠藤 秀一 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 多田 創一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 千尋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三村 輝明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第642号 宮城県黒川郡大郷町大松沢字築道西93番地の3、住民票上の住所仙台市若林区若林5丁目10番4号 債務者 丹野 秀哉 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三橋要一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川 康 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 沖津 智子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第646号 仙台市泉区館4丁目46番地の1 債務者 井上 由美 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大泉 力也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 重剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 秋田地方裁判所本荘支部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平田かおり 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第651号 仙台市若林区志波町7番8号 ハイツ西新井201 債務者 佐藤 匡彦	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 津村 哲生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 秀夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第124号 広島県福山市松永町6丁目7番18号 101、旧住所広島県福山市内海町88番地4 債務者 渡壁 達郎 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 衣里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第168号 岡山市北区京橋町8番6号 債務者 木戸 昌己 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三村 輝明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第89号 高知県香美市土佐山田町2019番地 黒土2号 団地B棟206号室、旧住所高知県南国市上末松847番地1 債務者 小松 暢明 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大川 惺曠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年(フ)第9号 高知県高岡郡越知町片岡1660番地1 (前住所) 高知県高岡郡越知町越知甲2484番地3 債務者 加藤 朋生 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前11時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中本 雅章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 高知地方裁判所須崎支部	令和7年(フ)第233号 岡山市南区山田1880番地27 パーパス山田202号 債務者 高見 悠太 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 沖津 智子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第420号 広島市安佐南区中須1丁目41番9-1号A-4 債務者 飯田 孝幸 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平田かおり 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第23号 福岡県みやま市瀬高町上庄1829番地2 債務者 清村 雄斗 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 秀夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係	令和7年(フ)第579号 広島市東区愛宕町6番21-502号 債務者 湊 雄基 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎 翔太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	

令和7年(フ)第61号

宮城県角田市角田字町田294番地4
債務者 小形 正則

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮 悠理
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第192号

埼玉県熊谷市箱田7丁目8番19号 グランドプレステージF館103
債務者 平原 洋輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸山 博久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第286号

大阪府泉佐野市下瓦屋3丁目15番5-706号
債務者 戸江 一博

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増山 健
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第50号

大分県中津市永添214番地3 サン・フォレスト202号室、住民票上の住所大分県中津市本耶馬渓町東谷4938番地
債務者 角野 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 知康
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第5号

長崎県諫早市多良見町化屋810番地17
債務者 勝本 良一

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上村 基貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第476号

大阪府茨木市畑田1番21号 クレール春日204号
債務者 玉田 裕彰

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野田賢太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2263号

大阪市港区磯路2丁目12番1-1005号
債務者 井上あすな

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本行 有希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第290号

静岡市駿河区西島480番地の1 スターチス106
債務者 勝野 峻介

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 靖久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第5224号

大阪市此花区春日出中2丁目12番8号
債務者 濱崎 成美

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永井誠一郎
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和7年(フ)第28号

和歌山県東牟婁郡古座川町高池526番地、前住所和歌山県東牟婁郡古座川町長追195番地
債務者 高垣 育子

- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和7年(フ)第443号

北九州市小倉北区妙見町5番9号
債務者 門岡 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第217号

北海道北斗市中野通3丁目2番8号 ハイツ木の実 102
債務者 山本 江里

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第222号

函館市昭和2丁目16番8号 ミナミハイツ2号
債務者 板倉 栄

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第223号

函館市日乃出町24番7号
債務者 前田由美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第112号

山形市北町4丁目16番25-305号 北部アパートE
債務者 佐藤 健太

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第358号

埼玉県川越市宮元町80番地4 (クリオコート川越202号室)

- 債務者 福迫 裕一
- 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第369号

埼玉県富士見市鶴馬1丁目24番地5 リブラックス110、前住所埼玉県三郷市早稲田3丁目10番地1 アルデール三郷C-102号
債務者 近藤 潤一

- 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第386号 埼玉県所沢市中新井1丁目873番地の4 債務者 井上 瑞代 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第164号 岡山県倉敷市片島町818番地5 債務者 瀬古 春菜 1 決定年月日時 令和7年7月1日前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第425号 埼玉県飯能市大字岩沢768番地4 債務者 成本 彩 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 盛岡地方裁判所二戸支部	令和7年(フ)第106号 長崎県長崎市田中町81番地1 田上ビル202号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷287番地1 原田アパートB棟201号 債務者 入江 滋代 1 決定年月日時 令和7年7月1日前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第453号 埼玉県鶴ヶ島市脚折町3丁目9番4号 ヴィラ・クレインS-101号 債務者 宮野 紗衣(旧姓高橋・中嶋) 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第156号 北海道旭川市末広東3条3丁目1番7号 ヒラソル 102号室 債務者 横原千悦子 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第332号 愛知県岡崎市宇頭東町5番地4 スマイルK&A 102 債務者 毒島 梨那 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第2642号 大阪市西成区津守3丁目5番50号 債務者 高屋家の日常こと 高屋 智志 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月12日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第343号 愛知県豊田市浄水町伊保原205番地1 J S 405号 債務者 兵藤 朋広	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2078番地15 債務者 宮崎ユリ子	1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第188号 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2078番地15 債務者 宮崎ユリ子

令和7年(フ)第2803号 大阪市西淀川区姫里2丁目2番35-1204号 債務者 脇田 美里 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2923号 大阪市浪速区日本橋西2丁目2番18号 A S A 403号 債務者 上田 龍介 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月12日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4283号 東京都新宿区北新宿3丁目30-9-203 債務者 駒形 由美(旧姓福西) 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4313号 東京都渋谷区上原2丁目28-5-102 債務者 志賀 浅子(旧姓亀岡) 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4336号 東京都立川市柴崎町3丁目13-3 債務者 井上 清貴 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4339号 東京都品川区戸越2丁目6-5-201 債務者 志田 幸信 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4343号 東京都杉並区阿佐谷北4丁目6-22-203 債務者 堀口 弥生 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4346号 東京都目黒区上目黒5丁目18-15-203 債務者 古橋 和大 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4349号 東京都世田谷区梅丘2丁目10-16-202 債務者 乾 哲子 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4286号 東京都杉並区高円寺南5丁目33-18-102 債務者 中原 鮎美 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4337号 神奈川県川崎市幸区都町65-1 ルーブル川崎都町壱番館 702 債務者 寺川 友理 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4366号 東京都中野区野方2丁目61-8-201 債務者 平川 優佳 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4367号 東京都品川区上大崎1丁目5-58 債務者 細畑 孝幸 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4373号 東京都世田谷区上野毛1丁目18-10 上野毛マンション7B 債務者 市島 朋愛 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月2日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4378号 東京都江東区東砂2丁目15-8-413 債務者 相馬 輝夫 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1624号	大阪市阿倍野区美章園2丁目6番17号 TMハイツ3D 債務者 宮脇 瑞穂 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月12日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第65号	島根県松江市玉湯町玉造1460番地14 債務者 布村 光治 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月5日午前11時30分 松江地方裁判所民事部
破産手続終結	
令和5年(フ)第341号	岐阜県加茂郡富加町羽生1516番地の2 破産者 株式会社天池モールド 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所	
令和6年(フ)第2201号	東京都日野市旭が丘6丁目11番地の36 破産者 青山 正樹 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部	

令和6年(フ)第2254号	東京都府中市北山町4丁目1番地府中北山町4丁目2アパート4-201 破産者 足立 誠 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第189号	三重県鈴鹿市東庄内町526番地 破産者 小池 智也 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和7年(フ)第12号	東京都八王子市小宮町150番地9 破産者 小林 寛 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和6年(フ)第340号	滋賀県野洲市小篠原1562番地2 破産者 アオキエージェンシー株式会社 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係	
令和6年(フ)第166号	東京都八王子市西寺方町1197番の1 破産者 有限会社ワイテック 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和6年(フ)第190号	東京都東村山市本町3丁目2番地7グリーンビラ本町103 破産者 坂口 司 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和7年(フ)第295号	香川県高松市多肥下町1559番地9 破産者 株式会社真和 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部	
令和5年(フ)第295号	香川県高松市多肥下町1559番地9 破産者 株式会社真和 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係	
破産手続終結及び免責許可決定	
令和5年(フ)第421号	岐阜市芋島3丁目8番14-301号 (カーサエストレーヤ)、前住所愛知県瀬戸市東菱野町4番地の5 破産者 長谷川一正 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所	
令和6年(フ)第284号	東京都調布市飛田給1丁目3番地23スタジオT201 破産者 石川 正 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部	

令和7年(フ)第156号	名古屋市北区福徳町1丁目5番地 福徳ビル203号 破産者 小神 正 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第2728号	名古屋地方裁判所民事第2部 横浜市中区宮川町3丁目83番地 IWASA KI BLDG604号室 破産者 卜 憲輝 (BU XIANHUI) 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第3民事部	
令和7年(フ)第65号	横浜市神奈川区西大口108番地6 ナイスサンソレイユ妙蓮寺406号 破産者 稲垣 美里 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第3民事部	
令和6年(フ)第342号	滋賀県栗東市上砥山310番地1、前住所滋賀県野洲市小篠原1562番地2 破産者 青木 広一 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第3民事部	
令和7年(フ)第342号	滋賀県栗東市上砥山310番地1、前住所滋賀県野洲市小篠原1562番地2 破産者 青木 広一 1 決定年月日 令和7年7月2日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部	

令和6年(フ)第89号

宮崎県えびの市大字原田1369番地237
破産者 大平落 星

- 1 決定年月日 令和7年7月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第20号

岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋1327番地
破産者 合同会社カモケンラボ

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月19日午前11時30分

令和7年6月26日 岐阜地方裁判所御嵩支部

令和5年(フ)第641号

大阪市北区中之島6丁目1番38-3103号、前住所大阪市天王寺区生玉前町5番20号 カランテ夕陽ヶ丘501号

破産者 三木隆周こと 李 龍東 (LEE YONGDONG)

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月25日午前10時30分

令和7年7月1日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第415号

奈良県生駒市萩の台3丁目2番20号
破産者 株式会社ハイエスト

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午後1時20分

令和7年6月30日 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第33号

兵庫県明石市藤江2029番地1
破産者 株式会社マルキン和田商店

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月2日午前11時20分

令和7年7月1日

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第34号

兵庫県明石市藤江1208番地の1 レオパレス
f i c o 102号
破産者 和田 貞夫

- 1 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月2日午前11時20分

令和7年7月1日

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第235号

山梨県南巨摩郡身延町西嶋1579番地1

破産者 笠井 忠仁

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月9日午後2時

令和7年7月1日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第95号

長野県松本市大字里山辺1595番地太田アパート北棟東号室、開始決定時の住所長野県松本市大字惣社477番地の3

破産者 唐木 信一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前10時30分

令和7年7月1日 長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第96号

長野県松本市女鳥羽1丁目7番7号

破産者 唐木 英一

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前10時30分

令和7年7月1日 長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第1087号

神奈川県茅ヶ崎市香川2丁目20番10号 楓
201

破産者 北田 康博

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月17日午前10時30分

令和7年7月2日

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第953号

大阪府摂津市千里丘4丁目3番27-106号

破産者 宮本 裕慈

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午後2時10分

令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1079号

堺市中区深阪1丁2番36号

破産者 平田 孝

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午後2時30分

令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4387号

大阪府大東市太子田1丁目5番3号 グラン
デール住道202号、開始決定時大阪府大東市
中垣内1丁目4番7号

破産者 松本 浩雅

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午後2時40分

令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第958号

神戸市兵庫区羽坂通2丁目1番41号

破産者 松林商事株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月8日午前11時
令和7年7月1日

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第941号

大阪府東大阪市荒本新町3番29号4B

破産者 株式会社HOD

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月20日午後2時40分

令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

令和4年(フ)第167号

佐賀県鳥栖市古賀町11番地 NEWマリッチ

G O N D O U A 203、前住所佐賀県鳥栖市
元町1223番地1 エバーライフ鳥栖Ⅱ 1204

破産者 松尾 敏彦

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午後2時10分

令和7年7月1日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和5年(フ)第71号

群馬県太田市新田小金町5番地302、破産手
続開始決定時の住所群馬県太田市城西町83番
地1

破産者 平田 保

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月16日午後1時10分

令和7年7月2日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第2号

群馬県太田市新田木崎町357番地1 グラン
シヤイン202号、前住所群馬県みどり市笠懸
町阿左美3583番地1

破産者 岩崎 敏生

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月30日午後2時30分

令和7年7月2日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第356号

さいたま市岩槻区宮町1丁目2番31号
破産者 有限会社Mセレクション

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月29日午前11時20分

令和7年7月1日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第90号

岡山市北区牟佐981番地1、旧住所岡山市南
区大福1041番地4

破産者 佐々木貴正 (旧姓竹本)

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月21日午後1時30分

令和7年7月1日

岡山地方裁判所第3民事部

債権者集会招集

令和4年(フ)第2921号

大阪府摂津市鶴野3丁目3-20、商業登記簿
上の本店所在地大阪府高槻市上田辺町7番17
号

破産者 株式会社グッドビリーヴホールディン
グス

- 1 期日 令和7年8月21日午後1時30分
- 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計
算の報告

令和7年7月2日

大阪地方裁判所第6民事部

令和4年(フ)第2922号
大阪府摂津市鶴野3丁目3-20、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市上田辺町7番17号
破産者 株式会社グッドビリーヴ
1 期日 令和7年8月21日午後1時30分
2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年7月2日
大阪地方裁判所第6民事部

令和4年(フ)第3673号
大阪府箕面市箕面5丁目11番11号 箕面セントラルハイツ205号、開始決定時大阪府箕面市箕面4丁目16番40号
破産者 藤井 千尋
1 期日 令和7年9月1日午後3時
2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年7月1日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第20号
宮崎県都城市山之口町山之口3426番地1パレット山之口Ⅱ、前住所宮崎県都城市高城町大井手2389番地
破産者 坂元恭士郎
異議申述期間 令和7年8月13日まで
令和7年7月2日 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第38号
宮崎県都城市東町26街区16号 山野内貸家3号棟、前住所宮崎県都城市宮丸町6街区5号
破産者 今別府正嗣
異議申述期間 令和7年8月13日まで
令和7年7月2日 宮崎地方裁判所都城支部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第1002号
広島市東区牛田旭1丁目13番12-601号
清算株式会社 株式会社広島SP
1 決定年月日 令和7年6月27日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(ヒ)第1号
徳島県徳島市津田海岸町6番9号
清算株式会社 株式会社鈴木商店
1 決定年月日 令和7年6月26日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

監督命令

令和7年(再)第2号
静岡県富士市大淵1989番地の1
再生債務者 テイエッヂビーセンター株式会社
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ぜる。
2 監督委員 静岡県富士市吉原4丁目6番19号
長橋法律事務所 弁護士 長橋 順
令和7年6月27日 静岡地方裁判所富士支部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第108号
千葉県船橋市三山6丁目35番9-1号
再生債務者 奈木 秀人
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月19日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第27号
岐阜市加納寿町1丁目13番地 (プラセンティン加納寿町202)
再生債務者 黒田恵利加
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第49号
静岡市葵区竜南1丁目6番5-204号
再生債務者 海野 三好
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月12日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第154号
愛知県大府市共西町4丁目224番地 セロ・リコ1棟101号 (従前の住所) 愛知県北名古屋市熊之庄十二社130番地1
再生債務者 水口 恵理
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月5日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第6号
山口県岩国市御庄3丁目129番地2ドリームバレー101
再生債務者 惠良 正行
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで

山口地方裁判所岩国支部

令和7年(再イ)第94号
札幌市西区西町北2丁目1番13-102号
再生債務者 野村 亮太
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第116号
北海道江別市大麻高町16番地の3
再生債務者 朝倉 伸之
1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月23日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第230号
大阪市淀川区塚本1丁目2番5-524号
再生債務者 川口 真司
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月1日から令和7年8月12日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第26号 盛岡市向中野字細谷地98番地2 再生債務者 関村 智子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第218号 横浜市青葉区市ヶ尾町1063番地1 301 再生債務者 武田 裕明 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月30日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第3号 北海道旭川市未広東1条9丁目5番5号 再生債務者 市澤 美智 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月20日 旭川地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第9号 福島県伊達市保原町上保原字向台1番地35 再生債務者 羽田 昭雄 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで 福島地方裁判所	横浜市鶴見区平安町1丁目55番地の1 再生債務者 関 弘子 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	横浜市鶴見区矢向3丁目34番10号 コーポみやこ203号室 再生債務者 村松 恵 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年（再イ）第2号 相模原市緑区二本松4丁目17番26号 再生債務者 山崎 健介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月27日 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（再イ）第56号 東京都日野市多摩平3丁目9番地の13 再生債務者 石川 浩司 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	横浜市泉区中田北3丁目7番23号 再生債務者 安川 裕也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月30日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第6号 福岡県行橋市中央3丁目6番5-903号 再生債務者 清井 優子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月27日 福岡地方裁判所行橋支部再生係	
令和7年（再イ）第74号 神奈川県海老名市杉久保南2丁目9番27号 再生債務者 濱田 諭 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年9月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	横浜市磯子区上中里町264番地3 サンパティーエーク 101号 再生債務者 大野 謙一 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	横浜市綾瀬市綾西3丁目10番2号 再生債務者 安齋 龍成 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月15日まで 令和7年7月1日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年（再イ）第8号 栃木県佐野市大橋町1663番地1 ブリリアントK101 再生債務者 麺屋大円こと 辰巳 幸治 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 宇都宮地方裁判所足利支部
令和7年（再イ）第4号 横浜市鶴見区鶴見中央5丁目9番2-703号 再生債務者 伊藤 健太	横浜市磯子区上中里町264番地3 サンパティーエーク 101号 再生債務者 大野 謙一 1 決定年月日時 令和7年7月2日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	横浜市高松木本太町3294番地3 再生債務者 石原まゆみ 1 決定年月日時 令和7年7月2日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第30号 埼玉県上尾市本町5丁目18番29号 再生債務者 紺野 健夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第1号	岐阜県羽島郡岐南町石原瀬1丁目31番地1 オープンフロー202号室、(住民票上の住所) 岐阜県羽島市足近町直道707番地1、(更正決定前の住民票上の住所)岐阜県羽島市足近町直通707番地1、(前住所)岐阜県大垣市室町4丁目112番地4 シャトレ愛松大垣Ⅲ202 再生債務者 三宅 弘修
1 決議に対する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで	
令和7年6月30日 岐阜地方裁判所	
令和7年(再イ)第101号	愛知県清須市寺野郷前62番地 S A T マンション305(従前の住所)愛知県春日井市上条町4丁目30番地2 メゾンドールA 301号 再生債務者 富坂 修人
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで	
令和7年7月1日	名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(再イ)第3号	福岡県行橋市神田町7番22号 再生債務者 奥田 裕美
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで	
令和7年7月1日	福岡地方裁判所行橋支部再生係
令和7年(再イ)第12号	宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21番地の9 西原宿舎1号棟105号 再生債務者 小松 健一
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月23日まで	
令和7年7月2日	仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第1号	群馬県桐生市新里町武井846番地7 再生債務者 大谷 康人

1 決議に対する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案	令和7年(再イ)第1号 山梨県甲府市徳行1丁目10番13号 再生債務者 高松 正典
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月23日まで	1 決議に対する再生計画案 令和7年6月16日 付け再生計画案
令和7年7月2日 前橋地方裁判所桐生支部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで
令和6年(再イ)第9号	令和7年6月30日 甲府地方裁判所民事部破産係
福岡県柳川市佃町889番地12 再生債務者 坂元 智秋	令和7年(再イ)第27号 大阪府泉南郡熊取町五門東1丁目13番33号 再生債務者 山田 峻平
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案	1 決議に対する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月23日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで
令和7年7月2日	令和7年6月30日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
福岡地方裁判所柳川支部個人再生係	令和6年(再イ)第44号 山梨県甲斐市宇津谷4119番地 再生債務者 大木 郁美
令和7年(再イ)第159号	1 決議に対する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案
大阪市浪速区稻荷1丁目6番16-408号 再生債務者 田河 美緒	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月24日 付け再生計画案	令和7年7月1日 甲府地方裁判所民事部破産係
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで	令和7年(再イ)第107号 大阪市西区西本町1-3-18 5階株式会社 J S S 内(住民票の住所)仙台市若林区中倉3丁目13番45号 再生債務者 中山 活
令和7年7月1日	1 決議に対する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案
大阪地方裁判所第6民事部	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで
令和7年(再イ)第25号	令和7年7月1日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
大阪府阪南市尾崎町8丁目39番12号 再生債務者 副田 孝徳	令和7年(再イ)第10号 金沢市三口町土402番地 Gアルシオーネ 107号(従前の住所)金沢市御影町3番25号 再生債務者 野田 昌宏
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案	1 決議に対する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月25日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで
令和7年6月27日	令和7年7月1日 大阪地方裁判所第6民事部
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年(再イ)第20号 堺市中区深阪4丁21番30号 再生債務者 北野 修司
令和7年(再イ)第1号	1 決議に対する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案
金沢市三口町土402番地 Gアルシオーネ 107号(従前の住所)金沢市御影町3番25号 再生債務者 野田 昌宏	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案	令和7年7月1日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで	
令和7年7月2日	
金沢地方裁判所民事部	
令和6年(再イ)第27号	
山梨県甲府市古府中町6022番地18 再生債務者 米山 政彦	
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで	
令和7年6月30日	
甲府地方裁判所民事部破産係	
令和7年(再イ)第17号	奈良県天理市櫟本町2377番地11 再生債務者 東村 昌仁
奈良県天理市櫟本町2377番地11 再生債務者 東村 昌仁	1 決議に対する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案
1 決議に対する再生計画案 令和7年7月29日まで	2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで
令和7年7月1日 奈良地方裁判所	
令和7年(再イ)第2号	
北海道小樽市色内1丁目11番103号 メルクリウス 再生債務者 佐々木亮介	
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで	
令和7年7月2日 札幌地方裁判所小樽支部	
令和7年(再イ)第9号	
函館市本通2丁目30番21号 コーポマルゼン No. 3 203号室 再生債務者 前田 佑太	
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで	
令和7年7月2日 函館地方裁判所	
令和7年(再イ)第5号	
松江市上乃木2丁目17番12号 コーポI S H I K U R A 103 再生債務者 烏山 浩二	
1 決議に対する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで	
令和7年7月2日 松江地方裁判所民事部	
令和6年(再イ)第159号	
京都府城陽市寺田今堀121番地の18 再生債務者 植田 利典	
1 決議に対する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案	
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで	
令和7年7月2日 京都地方裁判所第5民事部再生係	

令和7年（再イ）第18号
兵庫県三木市平田30番地の1 レオパレス
クレイノロイヤル三木103号
再生債務者 南部 哲也
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで
令和7年7月1日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第48号
神戸市長田区萩乃町3丁目3番25-602号
再生債務者 藤川 裕介
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで
令和7年7月1日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第5号
愛媛県四国中央市川之江町1630番地5
再生債務者 大廣勢津子
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで
令和7年7月1日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年（再イ）第1号
鳥取県米子市彦名町1265番地1
再生債務者 山根 明
1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月23日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月23日まで
令和7年7月2日 鳥取地方裁判所米子支部
令和6年（再イ）第48号
徳島県板野郡藍住町富吉字穂実49番地24
再生債務者 井西 昭文

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月23日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで
令和7年7月2日 徳島地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第12号
長崎県長崎市江平3丁目6番5号
再生債務者 伊藤 昭彦
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月23日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月23日まで
令和7年7月2日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和6年（再イ）第2号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺7936番地
再生債務者 井野 義孝
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月29日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで
令和7年7月1日
熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係
令和7年（再イ）第9号
山口県宇部市大字船木3711番地3
再生債務者 室井 曜敦
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月30日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで
令和7年7月2日 山口地方裁判所宇部支部
小規模個人再生による再生計画取消
令和3年（再イ）第137号
さいたま市大宮区吉敷町2丁目55番地1
603号室
再生債務者 山口 裕司

1 主文 本件再生計画を取り消す。
2 理由の要旨 令和4年1月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。
令和7年7月1日
さいたま地方裁判所第3民事部
給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再口）第2号
静岡県沼津市岡宮90番地の2の1 バイオレットハイツ土屋107
再生債務者 渋場 誠
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年（再口）第1号
徳島県板野郡松茂町中喜来字稻本49番地23
再生債務者 新口 守寿
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで
徳島地方裁判所民事部
給与所得者等再生による再生計画認可
令和6年（再口）第4号
和歌山県海草郡紀美野町下佐々1718番地20
再生債務者 金築 良平
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月1日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再口）第1号
山梨県山梨市大野1002番地11
再生債務者 反田 昇
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年6月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月1日
甲府地方裁判所民事部破産係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの方の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年（チ）第1号

栃木県日光市木和田島3084-12
申立人 尾崎 克子
住所・居所 不明
(最後の住所) 東京都江戸川区西小岩2丁目
5番9号 谷口マンション202
所在等不明共有者 韓 秀娟
届出期間満了日 令和7年10月27日
令和7年6月27日

青森地方裁判所十和田支部
(別紙) 物件目録
1 所在 三沢市淋代三丁目
地番 127番2
地目 山林
地積 532平方メートル
所在等不明共有者の持分 24分の6
2 所在 三沢市淋代三丁目
地番 381番1
地目 宅地
地積 782.75平方メートル
所在等不明共有者の持分 24分の6
3 所在 三沢市大字三沢字淋代平
地番 2531番
地目 田
地積 2994平方メートル
所在等不明共有者の持分 24分の6

令和7年7月10日 木曜日

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあつたので、上記の建物の所有者は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(子) 第2号

愛媛県今治市波方町郷乙415番地21

申立人 亡佐川富彦相続財産

住所 居所 不明

(不動産登記簿上の住所) 愛媛県今治市波止浜631番地2

所有者 高田 信一

届出期間満了日 令和7年8月26日

令和7年6月26日 松山地方裁判所今治支部

(別紙) 物件目録

所在 今治市波止浜3丁目631番地2

家屋番号 631番2

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 19.83平方メートル

2階 16.52平方メートル

会社その他の公扱

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年4月二十四日

掲載頁 七十五頁 (号外第九十二号)

令和7年七月十日

東京都港区芝浦三丁目四番一号グラハムパークタワー

(甲) 口日本H&・キャンドル合同会社
代表社員 Air Liquide International Corporation

職務執行者 牧原 康二

東京都港区芝浦三丁目四番一号グランパークタワー

代表取締役 大平 透

合併公扱

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和7年七月十日
富山市赤田四八七番地一(甲) 株式会社大阪屋シヨップ
代表取締役 尾崎 弘明(乙) 大和海産株式会社
代表取締役 粟倉 瞳

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。
(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和7年六月二十四日(乙) 掲載 官報
掲載頁 七十八頁 (号外第一四一號)令和7年七月十日
横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号(甲) ヒップスタイル東日本株式会社
代表取締役 平田 恭平(乙) ヒップスタイル株式会社
代表取締役 相馬 浩介

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 合同会社K-T Capital
代表社員 合同会社Mont Blan

n.c. 職務執行者 青木 孝憲

(乙) 合同会社SN Capital
代表社員 合同会社Mont Blan
n.c. 職務執行者 青木 孝憲

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和7年七月十日
石川県金沢市泉が丘二丁目一二番三三号(甲) 合同会社Mont Blan
代表社員 合同会社Mont Blan(乙) 合同会社SN Capital
代表社員 合同会社Mont Blan
n.c. 職務執行者 青木 孝憲

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和7年五月一日(乙) 掲載 官報
掲載頁 七十二頁 (号外第九十九号)令和7年七月十日
横浜市西区みなとみらい二丁目三番五号(甲) ヒップスタイル北海道株式会社
代表取締役 平田 恭平(乙) ヒップスタイル株式会社
代表取締役 新藤 繁

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和6年九月六日(乙) 掲載 官報
掲載頁 七十三頁 (号外第九十九号)令和7年七月十日
東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森JPタワー G.O.株式会社
代表取締役社長 中島 宏

